

飯田広域消防本部からの重要なお知らせです！

令和8年1月1日から

林野火災注意報

を創設、

火災警報

が変わります

令和7年2月26日、岩手県大船渡市で発生した林野火災は、延焼範囲が約3,370haと大規模な林野火災となってしまいました。国はこのような大規模林野火災を未然に防ぐため、火災予防条例の一部を改正する通知を発出、これにより当地域の火災予防条例（※1）を改正、令和8年1月1日より施行します。

主な改正点は、林野火災注意報が新たに設けられたほか、今ある火災警報がより効果的に運用できるように、発令基準が見直されました。

（※1 南信州広域連合火災予防条例）



大船渡市合足地区の状況

（大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書より）

令和8年1月1日からどうなるの？



降雨のない日が続いている時に、
「林野火災注意報」を発令する場合があります。
発令中は、たき火・火入れ等は控えてください。

また、さらに強風注意報が発表される等、
火災が発生しやすく、火災が発生した場合に広い範囲に延焼する
危険性が著しく高まった場合には、「**火災警報**」が発令されます。
警報発令中は、たき火や火入れ等は、禁止されます。



発令中にたき火をしたらどうなるの？



林野火災注意報の発令中については、たき火、火入れ等は控えてください。

火災警報の発令中は、たき火・火入れ等が禁止され、これに違反した場合は、30万円以下の罰金または拘留に処される場合があります。（消防法第22条、44条）

火災警報の発令中に禁止される行為等は以下の通りです。（火災予防条例第29条）

- ▶山林、原野等における火入れ
- ▶屋外における火遊び、たき火
- ▶屋外における、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近での喫煙
- ▶山林、原野等の場所で、指定した区域内における喫煙
- ▶残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること
- ▶煙火（花火）の消費（使用）

詳しい内容は、裏面をご確認ください！



具体的には以下のような基準で発令されます

(積雪や降雨予報等の状況によっては、発令しない場合があります)

▶ 林野火災注意報（雨の降らない日が続くと発令）

前3日間の
雨量が
1mm以下

+

前30日間の雨量30mm以下
または
乾燥注意報が発表



▶ 火災警報（林野火災注意報発令基準に加え、強風注意報が発表されると発令）



+

強風注意報
(暴風警報を含む)



林野火災注意報や火災警報が発令された際は・・・

- ▶ たき火等を行なっている場合は、中止してください。
また、たき火を行う予定がある場合は、延期をお願いします。



- ▶ 発令時は、たき火を行う旨の届出をいたいた際にご案内しますので、
たき火を行う際は必ず届出をしていただくようお願いします。
(届出は義務です)
このほか車両巡回広報、防災行政無線等による広報を実施する場合もあります。

たき火をする時の流れ

- 1 まずは最寄りの消防署へ届出（電話による届出も可能です）
- 2 林野火災注意報や火災警報の発令状況を確認
- 3 発令されていなければ、消火の準備をする
- 4 たき火を始めたら、その場を離れない
- 5 終わったら、残り火をしっかりと消して、消火確認



たき火をする時の消防署の電話番号はこちら

最寄りの消防署まで必ず届出を！

飯田消防署 0265-22-0119 羽場分署 0265-52-0119

伊賀良消防署 0265-25-0119 山本分署 0265-25-1195 龍江分署 0265-27-4911

高森消防署 0265-35-0119 座光寺分署 0265-53-0119

阿南消防署 0260-22-3344 平谷分署 0265-48-2011 和田分署 0260-34-5588

詳しい情報は、飯田広域消防ホームページからご確認ください。

飯田広域消防本部

検索



スマホの方はこちらから→



火災予防のため、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。



南信州広域連合 飯田広域消防本部

